

# 国民健康保険・国民年金のお知らせ

## 国民健康保険

●国民健康保険料納入通知書は6月中旬に送付します

26年度の国民健康保険料は、25年度の所得を基に年間の保険料を計算し、6月中旬に送付します。

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方

年間保険料は、6月～27年3月の10回に分けて納付するため、4・5月の納付はありません。口座振替の方も同様で、第1回目の引き落としは6月30日(月)です。

●特別徴収(年金から差し引いて納付)の方

25年度から引き続き特別徴収の方は、仮徴収(4・6・8月)の納付額は2月の保険料と同額です。

●10月以降の保険料は、25年度の所得に基づいて算定した年間保険料額から、4・6・8月の仮徴収額を差し引いた額を3回(10・12月、27年2月)で割った額が納付額です。

●100円未満の端数は、10月に納付となります

●特別徴収の対象となる世帯

次のすべてに該当する世帯の方は、特別徴収の対象です。希望しない方は、口座振替を選択出来ませんので、お問い合わせ下さい。

▽世帯主が国民健康保険に加入している

▽世帯内の国民健康保険加入者全員が65～74歳

▽世帯主の特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上

▽国民健康保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

●国民健康保険料を決定するため所得の申告が必要です

25年中に収入が無かった方は、保険料の均等割額が軽減される場合があります。国民健康保険に加入していない世帯主の方も申告して下さい。

ただし、次に該当する方は、必要ありません。

▽確定申告、住民税等を申告した

▽給与から住民税を差し引かれて

いる

▽年金収入のみで、年金機構等から年金の源泉徴収票が送られた

▽税法上の被扶養者となっている

●保険料の均等割額の軽減

25年中の総所得の合計額が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が右下表のとおり減額されます。

区分	種別	一人につき均等割額(年額)		該当する所得基準
		減額前	減額後	
7割減額	医療分	3万2400円	9720円	世帯主と加入者全員の総所得の合計額が33万円以下の世帯
	支援金分	1万800円	3240円	
	介護分	1万5300円	4590円	
5割減額	医療分	3万2400円	1万6200円	世帯主と加入者全員の総所得の合計額が次の額以下の世帯(24万5千円×加入者数)+33万円
	支援金分	1万800円	5400円	
	介護分	1万5300円	7650円	
2割減額	医療分	3万2400円	2万5920円	世帯主と加入者全員の総所得の合計額が次の額以下の世帯(45万円×加入者数)+33万円
	支援金分	1万800円	8640円	
	介護分	1万5300円	1万2240円	

\*均等割の軽減判定は、国民健康保険に加入していない世帯主と特定同一世帯所属者も含まれます(特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険への加入により国民健康保険の資格を喪失した方で、引き続き同じ世帯に属する方)  
\*均等割の軽減判定は、事業専従者控除前の所得金額で判定します

## 国民年金

●非自発的な理由で失業した方は国民健康保険料の軽減申請を

企業の人員整理や倒産による解雇等、非自発的な理由による失業で国民健康保険に加入された方の保険料が軽減されます。

本人または世帯主が雇用保険受給資格者証・印鑑を持参し、区役所1階国民年金課に申請して下さい。

●期間 離職の翌日の属する月からその翌年度末

●対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方

◇申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

◇対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方

◇申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

◇対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方

◇申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

◇対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方

◇申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

◇対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方

◇申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

◇対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方

◇申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2375

## 募集

●栄養士(非常勤職員)を募集

雇用期間 7月8日(火)～27年3月31日(火)

勤務時間 午前8時30分～午後3時(週5日勤務)

勤務場所 西尾久みどり保育園

採用予定人数 1人

報酬(月額) 栄養士:20万3100円

●ファミリー・サポート・センター協力会員を募集

養成講座受講後に地域の子育てを応援して頂く活動です。

日時 6月10日(火)～12日(木) 午前9時～午後4時

会場 峡田ふれあい館、荒川保育園

## 「荒川第九を歌う会」合唱団員募集

12月14日(日)サンパル荒川で開催する「荒川第九演奏会」の出演者を募集します。

練習日時 6～12月の土曜日の午前または午後(全23回)

練習会場 町屋文化センター、サンパル荒川 他

対象 小学5年生以上の方、200人(申し込み順)

\*経験者は小学4年生以下でも可

費用 区内在住の方:6千円

区外の方:7500円

\*楽譜、練習用CDを希望の方は別途購入出来ます

締切り 6月30日(月) 申込み・問合せ ACC ☎(3802) 7111 FAX(3802) 7117

## 日本赤十字社 活動資金 募集にご協力を

日本赤十字社は、寄付金や社費(会費)など、皆さんの善意で運営されています。9月30日(火)までの「赤十字会員募集運動」期間に、町会・自治会の赤十字協賛委員・奉仕団員が皆さんのご家庭を

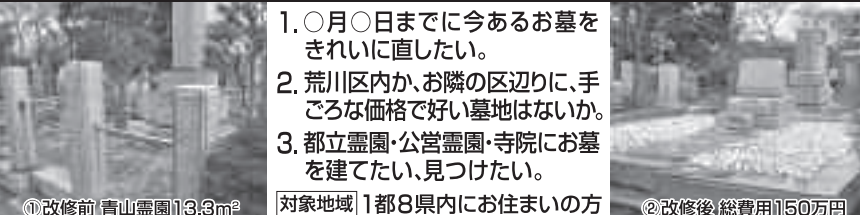
訪問します。ご協力をお願いします。

●目標達成率が23区で1位になりました

25年度は、社費募集における目標額に対して荒川区は159.6%を達成しました。ご協力、ありがとうございます。

◇問合せ 荒川区赤十字奉仕団事務局(区役所3階区民課内) ☎内線2512

## お墓、必要とする方を強力にサポートします。



- 月○日までに今あるお墓をきれいに直したい。
- 荒川区内か、お隣の区辺りに、手ごろな価格で好い墓地はないか。
- 都立霊園・公営霊園・寺院にお墓を建てたい、見つけたい。

①改修前 青山霊園13.3㎡ 対象地域 1都8県内にお住まいの方 ②改修後 総費用150万円

お問合せ・資料請求 TOYO (株) 東洋石材 ☎0120(82)8322 toyostone 検索

荒川区西日暮里3-7-33 東方神社前 JR西日暮里/日暮里駅 徒歩5分 http://www.toyostone.co.jp/ E-mail: info@toyostone.co.jp

## マル経融資

小規模事業者経営改善資金 日本再出発

国(日本政策金融公庫)の融資制度です

小規模事業者のみなさんの 事業資金の調達をサポート!!

融資限度額 **2,000万**

担保・保証人 不要 (信用保証会社の保証も不要)

利率 1.45% (平成26年4月9日現在)

まずは東京商工会議所にご相談ください

事業・経営に関する 法律の問題でお困りの方 東京商工会議所の「窓口専門相談」をご利用ください!

●専門相談員(弁護士)と無料でご相談いただけます。

※[事前予約制]です。電話でご予約ください。(原則1回 30分)

相談内容	相談員	相談日	相談時間
法律	弁護士	毎月第2木曜	13時～16時

※東京商工会議所の会員はもちろん、会員でない企業もご利用いただけます。

お問合せ・お申込みは **東京商工会議所 荒川支部** 荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階 営業時間: 平日9時～17時 TEL: 03-3803-0538

相続・遺言・未払いの貸金請求・債務整理・破産 地方での相続登記も可

☆完済された方も、過払い金が戻ってくる場合があります。平成2年開業。お気軽にご相談ください

無料相談ダイヤル 0120-218-187 お仕事帰り、土・日 祝日も相談受け付けます 日暮里駅徒歩1分

## にしきた法務司法書士事務所

東京都荒川区西日暮里2-17-10 アクセスキヤビル9F

司法書士 西方順郎 東京司法書士会第2307号 簡裁訴訟代理等関係業務認定会員201308号 司法書士 西方順郎

PC・スマホ・モバイルサイト [にしきた法務](http://nishikatahoumu.jp/) で検索 http://nishikatahoumu.jp/ mail all@nishikatahoumu.jp